

世田谷区建設工事等競争入札参加資格者優先業種区分登録要領

平成22年3月30日
21世經理第941号

改正 平成23年1月1日

(目的)

第1条 この要領は、中小規模の一般的な公共工事の発注に際し、請負者の専門性の発揮によって工事の品質と適正な履行の確保を図るため、建設業者の申込みに基づいて当該業者が専ら受注しようとする業種区分（以下、「優先業種区分」という。）を登録する手続を定める。

(対象者)

第2条 優先業種区分を登録できる者は、世田谷区と契約する営業所（建設業法に規定するものに限る。）が世田谷区内にある建設業者であり、世田谷区の入札参加資格を有してから1年以上が経過し、かつ、当該営業所において建設業許可を受けて以来継続的に営業活動を行い、2年以上が経過した者に限る。ただし、本店（主たる営業所）が区外に存在し、かつ、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条に規定する中小企業者に該当しないものを除く。

(登録区分)

第3条 優先業種区分の登録は、次表の左欄の区分ごとに、右欄に掲げる業種のいずれかにおいて世田谷区の入札参加資格を有している者の申込みによって行うものとする。

登録区分	登録対象となる業種
土木	01 道路舗装工事、02 橋りょう工事、03 河川工事、 04 水道施設工事、05 下水道工事、06 一般土木工事
建築	07 建築工事
電気設備	08 電気工事
機械設備	09 給排水衛生工事、10 空調工事
造園	27 造園工事

(登録申込)

第4条 登録ができる優先業種区分は一事業者につき1区分とする。

2 優先業種区分の登録を希望する事業者には、商号又は名称、住所、代表者、共同運営受付番号、登録を希望する優先業種区分を記載した申込書を、次に掲げる添付書類とともに提出させるものとする。

- (1) 建設業許可申請書の写し
 - (2) 建設業の許可申請書別表の写し
 - (3) 建設業許可申請時に提出している専任技術者証明書の写し
 - (4) 営業所写真
 - (5) その他、継続的に営業活動を行っていることを証明する資料として、区が指示するもの
- 3 登録申込書を審査し適當と認めた場合は、申込者に対して訪問等により調査を行い、営業活動の継続性を確認するものとする。
- 4 訪問等の調査により適當と認めた場合は、優先業種区分登録者名簿に登載し、区のホームページで公表する。
- 5 優先業種区分を登録した者からの、登録の変更又は取消しの申し出は受け付けない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。
- 6 優先業種区分を登録した後に入札参加資格を失効し又は取消した者が、その後再度入札参加資格を取得した場合は、入札参加資格を失効し又は取消したときの優先業種区分に登録するものとする。
- 7 優先業種区分の登録のない者が、優先業種区分の登録がないことを要件とする入札に参加した場合には、その後においても優先業種区分の登録を希望しないものとみなして、以後の登録の申込みを受け付けない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。

(登録の抹消)

第5条 区は、優先業種区分の登録をした者が次に掲げる事項に該当するときは、その登録を抹消する。

- (1) 第2条の要件に該当しないことが明らかになったとき
- (2) 将来的な事業の継続性が認められないとき
- (3) 区が営業所に社員が常駐していないと判断したとき
- (4) 区が隨時行う書面や訪問等による営業所調査について、回答をしない又は拒否するなど、協力しないとき

附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日において優先業種区分の登録をしている者は、この要領によつて登録したものとみなす。

附則

- 1 この要領は、平成23年1月1日から施行する。